

新旧対照表（制定順）

○一般競争入札方式の実施について（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）（抄）

今回通達案	現行
<p>1 対象工事 本手続の対象工事は、1件につき予定価格が<u>基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記1に定める額をいう。）</u>以上の工事とするものとする。</p>	<p>1 対象工事 本手続の対象工事は、1件につき予定価格が<u>6億9千万円</u>以上の工事とするものとする。</p>

○公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）（抄）

今回通達案	現行
<p>1 対象業務 本手続の対象業務は、特定手続通達記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が<u>基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。以下同じ。）</u>以上のものとする。 ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が<u>基準額</u>以上のものとする。</p>	<p>1 対象業務 本手続の対象業務は、特定手続通達記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が<u>6,900万円</u>以上のものとする。 ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が<u>6,900万円</u>以上のものとする。</p>

○公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号）（抄）

今回通達案	現行
<p>1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であつて、1件につき予定</p>	<p>1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であつて、1件につき予定</p>

<p>価格が<u>基準額</u>（「<u>工事又は業務等に係る通知等における基準額について</u>」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。）以上のものとする。</p>	<p>価格が<u>6,900万円</u>以上のものとする。</p>
--	-----------------------------------

○簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）（抄）

今回通達案	現行
<p>1 対象業務            本手続の対象業務は、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>基準額</u>（「<u>工事又は業務等に係る通知等における基準額について</u>」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。以下同じ。）未満のものとする。            ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が5,000万円以上<u>基準額</u>未満のものとする。</p>	<p>1 対象業務            本手続の対象業務は、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>6,900万円</u>未満のものとする。            ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が5,000万円以上<u>6,900万円</u>未満のものとする。</p>

○簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号）（抄）

今回通達案	現行
<p>1 対象業務            本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であつて、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>基準額</u>（「<u>工事又は業務等に係る通知等における基準額について</u>」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377</p>	<p>1 対象業務            本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であつて、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>6,900万円</u>未満のものとする。</p>

号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、  
国港技第 111 号、国北予第 75 号) 記 2 に定める額をいう。) 未満のものとする。

○建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について（平成 12 年 12 月 6 日付け建設省厚契発第 43 号、建設省技調発第 191 号、建設省営建第 70 号）（抄）

今回通達案					現行						
別紙 1 業務内容に応じた入札契約方式の選定 2 予定価格に応じた分類					別紙 1 業務内容に応じた入札契約方式の選定 2 予定価格に応じた分類						
(1) プロポーザル方式 (総合評価型、技術者評価型)			(2) 競争入札方式		(1) プロポーザル方式 (総合評価型、技術者評価型)			(2) 競争入札方式			
(万円) <u>基準額</u>	公募型	標準	(万円) <u>基準額</u>	公募型	簡易公募型 に準じた方式 指名競争	(万円) <u>6,900</u>	公募型	標準	(万円) <u>6,900</u>	公募型	簡易公募型 に準じた方式 指名競争
5,000	簡易公募型		5,000	簡易公募型		5,000	簡易公募型				
政府調達協 対象外業務 定その他の 国際約束の 対象業務			政府調達協 対象外業務 定その他の 国際約束の 対象業務			政府調達協 対象外業務 定その他の 国際約束の 対象業務					
<p>※基準額 「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」(令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号) 記 2 に定める額をいう。</p>											

○一般競争入札方式の拡大について（平成 17 年 10 月 7 日付け国地契第 80 号）（抄）

今回通達案	現行
1 対象工事及び実施方針 (1) 本手続は、別に定めるところによる総合評価方式の拡充や入札ボンドの導入など不良・不適格業者の排除等を図るための条件整備を行いつつ、平成 19 年度中には 1 件につき予定価格が 1 億円以上の工事に、平成 20 年度中には予定価格が 6 千万円以上の工事にまで拡大して適用することとする（「 <u>一般競争入札方式の実施について</u> 」(平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号) 記 1 の対象工事を除く。) (2) (略)	1 対象工事及び実施方針 (1) 本手続は、別に定めるところによる総合評価方式の拡充や入札ボンドの導入など不良・不適格業者の排除等を図るための条件整備を行いつつ、平成 19 年度中には 1 件につき予定価格が 1 億円以上の工事に、平成 20 年度中には予定価格が 6 千万円以上の工事にまで拡大して適用することとする（ <u>予定価格が 6 億 9 千万円以上の工事を除く。</u> ）。 (2) (略)

○工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について（平成19年4月12日付け国地契第2号、国官技第18-2号、国営計第3-4号）（抄）

今回通達案		現行	
(別紙)		(別紙)	
一般土木工事及び建築工事等（右欄に掲げる工事を除く工事）	アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事	一般土木工事及び建築工事等（右欄に掲げる工事を除く工事）	アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事
(略)	(略)	(略)	(略)
3億円以上 <u>基準額未滿</u>	3億円以上 <u>基準額未滿</u>	3億円以上 <u>6億9,000万円未滿</u>	3億円以上 <u>6億9,000万円未滿</u>
<u>基準額以上 15億円未滿</u>	<u>基準額以上 10億円未滿</u>	<u>6億9,000万円以上 15億円未滿</u>	<u>6億9,000万円以上 10億円未滿</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>※基準額 「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記1に定める額をいう。</p>			

○随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について（平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号）（抄）

今回通達案	現行
<p>1. 対象業務と入札・契約の方式について</p> <p>① プロポーザル方式で発注しようとする場合</p> <p>イ 1件につき予定価格が<u>基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。以下同じ。）</u>以上の協定対象特定業務（特定業務であって、<u>政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）</u>附属書I日本国の<u>付表5</u>に掲げるサービス（当該<u>付表5</u>に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係るものをいう。以下同じ。）については、公募型プロポーザル通達の手続</p> <p>ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上<u>基準額未滿</u>の協定対象特定業務については、簡易公募型プロポーザル通達の手続</p> <p>ハ (略)</p>	<p>1. 対象業務と入札・契約の方式について</p> <p>① プロポーザル方式で発注しようとする場合</p> <p>イ 1件につき予定価格が<u>6,900万円</u>以上の協定対象特定業務（特定業務であって、<u>政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）</u>附属書I日本国の<u>付表4</u>に掲げるサービス（当該<u>付表4</u>に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係るものをいう。以下同じ。）については、公募型プロポーザル通達の手続</p> <p>ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上<u>6,900万円未滿</u>の協定対象特定業務については、簡易公募型プロポーザル通達の手続</p> <p>ハ (略)</p> <p>② 競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合</p>

<p>② 競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合</p> <p>イ 1件につき予定価格が<u>基準額</u>以上の協定対象特定業務については、公募型競争通達の手続</p> <p>ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上<u>基準額</u>未満の協定対象特定業務については、簡易公募型競争通達の手続</p> <p>ハ (略)</p> <p>3. その他の業務発注における透明性及び競争性の確保</p> <p>① プロポーザル方式で発注しようとする次のいずれかに該当する業務</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>政府調達協定附属書 I 日本国の付表 5</u>に掲げるサービス（当該付表 5に関する注釈注 3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係る業務以外の業務</p> <p>② (略)</p>	<p>イ 1件につき予定価格が <u>6,900 万円</u>以上の協定対象特定業務については、公募型競争通達の手続</p> <p>ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上 <u>6,900 万円</u>未満の協定対象特定業務については、簡易公募型競争通達の手続</p> <p>ハ (略)</p> <p>3. その他の業務発注における透明性及び競争性の確保</p> <p>① プロポーザル方式で発注しようとする次のいずれかに該当する業務</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>政府調達協定附属書 I 日本国の付表 4</u>に掲げるサービス（当該付表 4に関する注釈注 3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係る業務以外の業務</p> <p>② (略)</p>
--	---

○簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きにおける対象業務の拡大について（平成20年1月23日付け国地契第55号、国官技第258号、国営整第146号）（抄）

今回通達案	現行
<p>1. 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）記1において、同通達に定める手続の対象とする業務の金額基準は、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>基準額</u>（<u>「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。以下同じ。）</u>）未満のものとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えて取り扱うこととされたい。</p> <p>2. 1の措置に伴い、「随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について」（平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号。以下「課長通達」という。）については、次のとおり読み替えて適用する。</p> <p>(1) 課長通達記1②ロにおいて、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>基準額</u>未満の協定対象特定業務（課長通達記1①イに定める協定対象特定業務をいう。）を競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合は、簡易公募型競争通達の手続によることとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以</p>	<p>1. 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）記1において、同通達に定める手続の対象とする業務の金額基準は、1件につき予定価格が5,000万円以上 <u>6,900 万円</u>未満のものとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えて取り扱うこととされたい。</p> <p>2. 1の措置に伴い、「随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について」（平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号。以下「課長通達」という。）については、次のとおり読み替えて適用する。</p> <p>(1) 課長通達記1②ロにおいて、1件につき予定価格が5,000万円以上 <u>6,900 万円</u>未満の協定対象特定業務（課長通達記1①イに定める協定対象特定業務をいう。）を競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合は、簡易公募型競争通達の手続によることとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えること。</p>

<p>上」と読み替えること。</p> <p>(2) 課長通達記3②において、簡易公募型競争入札方式に準じた手続で発注することを検討する業務を、1件につき5,000万円未満の業務としているところであるが、このうち、<u>政府調達に関する協定(平成7年条約第23号) 附属書I 日本国の付表5</u>に掲げるサービス(当該付表5に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。)に係る業務については、「5,000万円未満」とあるのは「4,000万円未満」と読み替えること。</p>	<p>(2) 課長通達記3②において、簡易公募型競争入札方式に準じた手続で発注することを検討する業務を、1件につき5,000万円未満の業務としているところであるが、このうち、<u>政府調達に関する協定(平成7年条約第23号) 附属書I 日本国の付表4</u>に掲げるサービス(当該付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。)に係る業務については、「5,000万円未満」とあるのは「4,000万円未満」と読み替えること。</p>
--	---

○入札保証金の取扱いに関する試行について(平成24年3月19日付け国官会第3186-2号、国地契第91号、国北予第36号)(抄)

今回通達案	現行
<p>2 対象事業</p> <p>上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、工事請負業者選定事務処理要領(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については1件につき予定価格が3億円以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価格が<u>基準額(「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」(令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号)記1に定める額をいう。)</u>以上の工事とするものとする。</p>	<p>2 対象事業</p> <p>上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、工事請負業者選定事務処理要領(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については1件につき予定価格が<u>6億9千万円</u>以上の工事とするものとする。</p>

○「直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについて」(平成24年3月29日付け国地契第105号、国官技第368号、国営計第120号、国港総第755号、国港技第152号)(抄)

今回通達案	現行
<p>1. 対象工事</p> <p>復興JVによる施行対象工事は、被災三県における工事のうち、地方整備局長、副局長又は事務所長が必要であると認める工事とする。ただし、技術的難度の高い工事又は予定価格が<u>基準額(「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」(令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号)記1に定める額をいう。)</u>以上の工事は除く。</p>	<p>1. 対象工事</p> <p>復興JVによる施行対象工事は、被災三県における工事のうち、地方整備局長、副局長又は事務所長が必要であると認める工事とする。ただし、技術的難度の高い工事又は予定価格が<u>6.9億円</u>以上の工事は除く。</p>